- 上手な医療のかかり方アワードエントリーページ(https://kakarikata.mhlw.go.jp/) にアクセス step 1 して応募申込書をダウンロードしてください。
- ダウンロードした「応募申込書」に必要事項を記入します。 step 2 ※別添資料はA4用紙5枚以内に収めてください。 ※文字数に合わせて適宜枠を広げて構いませんが、1ページ内のレイアウトの可変は禁止です。
- 「応募申込書」を下記事務局までメールにて送付してください。 step 3 【宛先】info@mail.kakarikata.mhlw.go.jp(FAX不可)

※必ず応募締め切り令和7年12月5日(金)までにお送りください。 ※メール送付の件名を「アワード応募」団体名○○としてください。 ※応募申込書の返却はいたしません。また事務局にて応募申込書の差し替え等は行いません。 ※映像・音楽資料は審査の対象外となりますのでご注意ください。

1週間以内に事務局からの応募受付完了Eメールの送付をいたします。Eメールが届かない場合は、 エントリーが完了しておりませんので、メール設定をご確認いただくか、改めてご送付ください。

令和7年 10月1日(水)~12月5日(金)

[応募に関する重要事項]

- ●複数応募することが可能です。件数に制限はありません。
- ●応募内容に複数の事業者・団体が係る場合は、連名で応募することが可能です。 (受賞の対象はあくまでも応募事業者・団体となります。)
- ●必要に応じて、電話等によるヒアリングや資料の追加送付等をお願いする場合 があります。
- ●応募担当者は、氏名、住所、電話番号、Eメールアドレスなど必要事項を必ずご記 入ください。記入漏れの場合は審査対象外となりますので、予めご了承ください。
- ●応募申込書には応募にあたっての同意事項について、同意欄を設けています。 ご確認の上、ご記入・入力ください。
- ●応募書類は、必ず応募締め切り〈令和7年12月5日(金)〉までにEメール でお送りください。【宛先】info@mail.kakarikata.mhlw.go.jp
- ●応募書類は返却しません。
- ●応募書類の使用言語は、原則日本語のみとさせていただきます。

[応募に関わる権利の保全、他]

- [1] 企業・個人情報の使用
- ●応募者から提出された情報については、本アワードの実施及び上手な医療のか かり方プロジェクトの展開に必要とされる範囲に限り、主催者側が使用すること にご同意ください。
- [2] 応募対象情報の使用
- ●応募申込書などの応募書類の著作権は、応募者に帰属するものとします。
- ●応募内容に関わる情報は、アワードの実施及び上手な医療のかかり方プロジェクト の展開に必要とされる範囲に限り、主催者側が使用することにご同意ください。 なお、その編集については、主催者による監修・確認に一任することをご了承ください。 [3] 応募者の責任に帰する事項
- ●応募対象者についての意匠権、商標権、著作権及び品質、性能、安全性や、販売、 活動等で生じた問題の責任は応募者にあるものとし、主催者は一切責任を負い

[4] 応募者の応募取り消し

- ●応募者側に、応募から表彰式までの期間で、応募内容についての審査の継続が 困難な事由が生じた場合は、応募の取り消しが可能です。
- ●応募者が応募の取り消しを希望する場合は、直ちに事務局に連絡後、その旨を 申請する書面にて提出してください。
- [5] 主催者の表彰取り消し
- ●主催者は、表彰の内定から表彰式までの間、もしくは表彰後、表彰対象の応募内 容に下記のような事実が判明した場合は、評価委員会の承諾を経て、表彰を取り 消すことができます。
- *応募内容に関わる虚偽、不正が発覚した場合*応募内容が他者の権利を侵害 していると認められた場合*その他、評価委員会が必要と認めた場合

[応募に関わる費用・経費他]

●応募申込、アワード参加に係る費用は無料です。

[審査に関する重要事項]

- ●受賞が内定した応募者には、応募内容について再確認する可能性がありますの でご協力をお願いします。
- ●入賞した応募事例は、上手な医療のかかり方公式サイトにて紹介する予定です。 紹介を希望されない場合は、受賞のご連絡を差し上げた時点でその旨を事務局 にお知らせください。
- ※紹介を希望されないことが審査に影響することはございません。
- ●審査内容の詳細に関するお問い合わせ、審査結果に対する異議申立については 一切お受けできませんので、ご留意ください。

第七回「上手な医療のかかり方アワード」

「上手な医療のかかり方」プロジェクト運営事務局

受付時間:10:00~17:00

※土・日・祝日・年末年始 12/27~1/4を除く

上手な医療のかかり方プロジェクトに関するお問い合わせ先

メール: info@mail.kakarikata.mhlw.go.jp

詳しくは上手な医療のかかり方公式サイトをご覧ください。 https://kakarikata.mhlw.go.jp/



上手な医療のかかり方につながる 優れた啓発活動・取組を募集します!



応募要項

応募期間 令和7年**10月1日(水)~12月5日(金)**

詳しくは上手な医療のかかり方公式サイトをご覧ください。

https://kakarikata.mhlw.go.jp/ [上手な医療のかかり方

検索

第七回く上手な医療のかかり方アワード

保険者・医療機関・企業・各種団体・自治体等の皆様から

上手な医療のかかり方につながる優れた啓発活動・取組を募集します!

上手な医療のかかり方アワードとは

保険者・医療機関・企業・各種団体・自治体等において、「いのちをまもり、医療をまもる」国民プロジェクトで掲げる5つの方策を中心に、医療のかかり方の改善 に資する優れた取組の奨励・普及を図ることを目的としたものです。厚生労働省では平成30年度に「上手な医療のかかり方を広めるための懇談会」を開催し、 「いのちをまもり、医療をまもる」国民プロジェクト宣言!をとりまとめ、公表しました。これを踏まえ上手な医療のかかり方の啓発などの優れた取組や、医師 などの医療従事者の負担軽減に向けた優れた取組、並びに若年層に対する医療受診の教育に関して優れた取組を行っている者を厚生労働省が表彰し、その 理念や取組内容などを広く発信することで、国民の医療のかかり方に関する理解を深め、取組主体の意識を高めることを目的として、有識者の参集を求め審査 を行います。

応募条件:上手な医療のかかり方に関する下記のような取組を行っていること

- (1)患者・家族の不安を解消する取組を最優先で実施している。/(2)医療の現場が危機である現状を国民に広く共有している。
- (3)緊急時の相談電話やサイトを導入・周知・活用している。/(4)信頼できる医療情報を見やすくまとめて提供している。
- (5)チーム医療を徹底し、患者・家族の相談体制を確立している。 $/(1)\sim(5)$ 複数項目に関連する取組を実施している。

実施概要

主催	厚生労働省(「上手な医療のかかり方」プロジェクト)
実施期間	■応募受付:令和7年10月1日(水)~令和7年12月5日(金) ■表彰発表:令和8年3月予定
	・企業・保険者(一般企業、市町村国保、国保組合、協会けんぽ、組合健保、共済組合など) ・医療関係者(病院、診療所、医師会・病院団体等の関連団体など) ・民間団体(市民団体など) ・自治体(都道府県、市町村)
応募対象	※自社の事業・製品サービスの告知を中心とする応募は対象外としますが、以下項目に沿う場合は対象とします。 ・本業として販売した自社製品・サービスの効果については評価対象外とします。 ・ただし、本業で販売している自社製品・サービスでも、地域貢献・社会貢献として展開した場合の成果・効果は評価対象とします。 ・自治体や他の企業・NPO等と協働して展開している取組みについては、共同事業体としてご応募ください。 ・健康経営として従業員が利用した場合の効果・成果も評価対象とします。 (応募対象になるか不明な場合は、事務局にお問い合わせください。)
応募先・方法	「上手な医療のかかり方」プロジェクト 運営事務局へメール送付
表彰	●厚生労働大臣賞 最優秀賞(1件) ●厚生労働省医政局長賞(以下の取組に対して各々1件、合わせて2件以内) ・1件:上手な医療のかかり方における総合的な制度設計が優秀な取組 ・1件:上手な医療のかかり方における優良コンテンツ・ナッジにつながる取組 ※いずれの賞も、該当者がいない場合は、「受賞者なし」とします。
スケジュール (予定)	応募期間<令和7年10月1日(水)~令和7年12月5日(金)>→一次審査(書類審査)<令和7年12月下旬頃> →最終審査会<令和8年1月下旬頃>→受賞候補者通知<令和8年2月上旬頃>→表彰発表<令和8年3月頃>

受賞後の特典

表彰状と記念品、アワード冊子データ のご送付



受賞取組内容を上手な医療のかかり方 公式サイトに掲載!



受賞ロゴマークが 使用可能!



特典4

各種メディアの他、 厚生労働省関係の 媒体等でも皆さま を紹介!





自社サイトや自社プ レスリリース等での 発信も可能!

応募は公式サイトから ▶▶▶ https://kakarikata.mhlw.go.jp/

令和6年10月1日~令和7年9月30日を含む取組を推奨します。

応募対象 アクション例 <企業・保険者のアクション例> ・あらゆる機会に医療のかかり方を啓発する(成人健診、特定健診、健康診断、公開講座) (1)企業・保険者 ・疾病予防への受診勧奨、健康相談や保健指導等での啓発周知と情報提供の機会を作る ・医療機関との連携により患者・家族支援体制や適切な医療情報が得られる体制を構築する ・民間企業自治体との連携を図り地域全体での周知アクションへ貢献する <医療関係者のアクション例> ・あらゆる機会に医療のかかり方を啓発する(待合室、母子健診、小児健診、成人健診、高齢者健診、 学校健診、職域健診公開講座) ・電話相談や「医療情報サイト」などの最新情報をチェックして質を保つ ・タスクシフト・タスクシェア(業務の移管・共同化)を推進する・医療の質を上げ、患者の満足を上げる ことにつなげる (2)医療関係者 ・どの医療従事者に相談したらよいかをサポートする患者・家族支援体制を整える ・管理者は働き方改革に真摯に取り組み、地域医療の継続にも貢献する ・医療従事者も患者の安全のため、健康管理に努め、きちんと休暇をとる等上手な医療のかかり方に 関する院内推進部署を設置し患者と医療従事者にとってよりよい体制づくりに努める ・患者・家族の相談や苦情に対して適切に対応するために支援窓口を設け、適切な職員が対応できる 体制を整える。 ・薬剤師・看護師・保健師・助産師などの医療従事者が、能動的に活躍できるための仕組みを整える <民間団体のアクション例> ・上手な医療のかかり方に関する有益なコンテンツを作成している ・地域医療支援に貢献する取組を行っている (3)民間団体 ・若年層・高齢者などへ上手な医療のかかり方に関する啓発活動などを行っている

(4)自治体	<自治体行政のアクション例> ・『いのちをまもり、医療をまもる』国民プロジェクトを継続・官民連携し推進 ・「信頼できる医療情報サイト」の認証や支援をする ・#8000や#7119の体制整備を進め、周知を徹底する ・上手な医療のかかり方を直接伝えていく ・保護者が子どもの健康や医療について考えるタイミング(両親学級や乳幼児健診など)での直接講座等の実施 ・「高齢者/高齢者に携わる人たち」に、大人の医療のかかり方が伝わるよう、介護施設や消防機関などへ協力を呼びかける ・学校教育等で若いうちに理解を促す ・医療機関の機能分化や集約、連携推進など、医師/医療従事者の長時間労働を改善する施策に取り組む

・企業や自治体と連携した上手な医療のかかり方に関する取組を行っている

【主たる評価項目】

各募集対象において実施している「『いのちをまもり、医療をまもる』ための5つの方策 | に基づき、「特徴、理念 | 、「支援の取組 | 、「支援による効果等」 の三側面から下記の着眼点で評価し、その特徴を見た上で、審査・選定方法によって表彰対象を選定します。

「特徴、理念」…『いのちをまもり、医療をまもる』ための5つの方策」の特徴を理解しているか、また有機的な関連があるか。 「支援の取組」…『いのちをまもり、医療をまもる』ための5つの方策」について考える機会、仕組みが定着しているか。 その他、他企業・団体・自治体・その他のモデルとなる優れた取組を行っているか。

「支援による効果等」…具体的な効果が現れているか、また『いのちをまもり、医療をまもる』ための5つの方策」の課題の解決につながっているか。